

令和7年度第2回高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金

Q&A

令和7年8月1日

目 次

1. 令和7年度第2回高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金について

Q 1 この給付金の目的は何ですか。 -----	1
Q 2 支給額はいくらになりますか。 -----	1
Q 3 支給された給付金の用途制限はありますか。 -----	1
Q 4 給付金は法人税や所得税の課税対象になりますか。 -----	1
Q 5 給付金は、消費税の課税対象になりますか。 -----	2
Q 6 令和7年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金の申請を行っていないが、今 回の申請に合わせて申請できますか。 -----	2

2. 給付金の支給対象施設について

Q 7 どのような施設が対象になりますか。 -----	2
Q 8 休止中の事業所は対象になりますか。 -----	2
Q 9 事業所・施設は高知県内にあるものの、本社（本部）が高知県内にない場合は対象 になりますか。 -----	2
Q 10 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村）から受けている（又は受ける予定がある） のですが、県の給付金を申請することができますか。 -----	2
Q 11 高知市所在の事業所・施設は対象になりますか。 -----	3
Q 12 自由診療のみを扱う医療機関、施術所は支給対象になりますか。また、保険指定を 受けていない薬局は支給対象になりますか。 -----	3
Q 13 同じ住所地（建物内）で、複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受け られますか。 1施設のみしか支給対象にならないでしょうか。 -----	3
Q 14 同じ住所地（建物内）で、整骨院と鍼灸院を開設している（それぞれ開設届出等を 行っている）場合は、給付金はいずれの施設でも申請できますか。 -----	3
Q 15 施術所の開設者であり、出張施術業務者としても届出をしている場合は、重複申請 ができますか。 -----	3
Q 16 ひとつの法人が複数の支給対象事業所・施設を運営している場合は、事業所・施設 単位、それとも法人単位で申請となりますか。 -----	3

- Q17 病床数は、令和7年7月1日時点で病院又は有床診療所にある全ての病床が対象になりますか。 ----- 3
- Q18 令和7年7月1日時点で全ての病床を休床している場合は、有床診療所で申請できますか。 ----- 4
- Q19 高知市に病院と訪問看護ステーションがあるが、まとめて申請できますか。 -- 4

3. 申請方法について

- Q20 申請の受付期間はいつまでですか。またいつごろ支給されますか。 ----- 4
- Q21 申請書類の提出方法はどうすればいいですか。 ----- 4
- Q22 申請書類には何が必要ですか。 ----- 4
- Q23 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。 ----- 5
- Q24 納税証明書は非課税なので提出しなくていいですか。 ----- 5
- Q25 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。 ----- 5
- Q26 視覚障害のため県税事務所へ行くことができないがどうすればいいですか。 -- 5
- Q27 視覚障害のため、申請書に記入ができません。代筆でもいいですか。 ----- 5
- Q28 本人確認書類とは何ですか。 ----- 5
- Q29 提出した書類等は返却してもらえますか。 ----- 5
- Q30 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。 -- 5
- Q31 申請書類をホームページからダウンロードして、パソコンで打ち込みしてもいいですか。 ----- 6
- Q32 申請書の書き方がわかりません。 ----- 6

4. その他

- Q33 申請書類の到着確認や審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。 ----- 6
- Q34 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはありますか。 -- 6

1. 高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金について

Q 1 この給付金の目的は何ですか。

昨今の光熱費や食材料費等の物価高騰において、国が定める公定価格により経営している医療施設等では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、運営経費の負担が増大していることから、サービスの安定的な提供を継続できるよう給付金を支給するものです。

Q 2 支給額はいくらになりますか。

施設の種別により給付額は異なります。詳細は次の表をご確認ください。

1 支給対象事業所・施設	2 給付額（基準単価）
病院 ※1	250,000円+1,500円×病床数（休床分を除く）
有床診療所（医科）※1	173,000円+1,500円×病床数（休床分を除く）
無床診療所（医科・歯科）※1	55,000円
薬局 ※1	27,000円
訪問看護ステーション ※1	27,000円
助産所	13,000円
施術所 ※2	8,000円

※1 対象となる医療機関（病院、医科及び歯科診療所）は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※2 対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）（以下「あはき法」という。）第9条の2第1項及び第9条の3又は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還による保険診療を行っている施術所が対象となる。（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）

また、同じ住所地（建物内）において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

※3 公立施設は対象外とする。

※4 「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。

Q 3 支給された給付金の用途制限はありますか。

用途制限はありません。なお、実績報告も必要ありません。

ただし、虚偽の申請があった場合は、給付金の返還となります。

Q 4 給付金は法人税や所得税の課税対象になりますか。

対象になります。詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。

Q 5 給付金は、消費税の課税対象になりますか。

消費税の課税対象にはなりません。（不課税）

※消費税は、事業として何かを売ったり、貸したり、サービスを提供した際に、その対価として得られる売上に対して課税されるものです。本給付金は、サービス等の対価として支払うものではないため、消費税の課税対象にはなりません。

Q 6 令和7年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金の申請を行っていないが、今回の申請に合わせて申請できますか。

今回の申請に合わせて申請することはできません。

2. 給付金の支給対象施設について

Q 7 どのような施設が対象になりますか。

所在地が高知県内にあり、令和7年7月1日までに開設している事業所・施設が対象になります。なお開設許可が必要な施設は、令和7年7月1日までに開設許可を受け、申請日時点で開設している必要があります。

対象になる事業所・施設については、申請書類を郵送しています。

※次のいずれかに該当する者が設置する事業所・施設は、対象外になります。

- (1) 設置者が国、県又は市町村
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に滞納がある者
- (4) 上記のほか、本給付金の目的に照らして適当でないと認めた者

Q 8 休止中の事業所は対象になりますか。

令和7年7月1日時点で休止中の事業所・施設は、給付金の対象にはなりません。

Q 9 事業所・施設は高知県内にあるものの、本社（本部）が高知県内にない場合は対象になりますか。

本社（本部）が高知県外であっても、高知県内を所在地とする事業所・施設が存在する場合は当該事業所・施設分については対象になります。

ただし、県外に所在する事業所・施設分については、本給付金の対象外であり、申請できません。

Q 10 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村）から受けている（又は受ける予定がある）のですが、県の給付金を申請することができますか。

可能です。

ただし、県の給付金を受給した場合に他団体の給付金を受けることができるか否かは、他団体の支給要件をご確認ください。

Q11 高知市所在の事業所・施設は対象になりますか。

高知市に所在する事業所・施設は、対象外になります。高知市が実施する物価高騰対策事業をご活用ください。

ただし、県の開設許可を受けている病院は、所在地が高知市であっても対象となります。

Q12 自由診療のみを扱う医療機関、施術所は支給対象になりますか。また、保険指定を受けていない薬局は支給対象になりますか。

公定価格のため医療費に転嫁できない医療施設等の支援を目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q13 同じ住所地（建物内）で、複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられますか。1施設のみしか支給対象にならないでしょうか。

施設単位の支給になります。

例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護ステーションどちらの支給も受けられます。

なお、高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金をすでに申請している場合は、訪問看護ステーションは対象外になります。

※施術所については取扱いが異なりますので、Q15をご確認ください。

Q14 同じ住所地（建物内）で、整骨院と鍼灸院を開設している（それぞれ開設届出等を行っている）場合は、給付金はいずれの施設でも申請できますか。

同一の開設者が同一の場所で運営する施術所については、一つの施術所としてみなしますので、重複申請はできません。いずれか一方の施設より申請してください。

Q15 施術所の開設者であり、出張施術業務者としても届出をしている場合は、重複申請ができますか。

同一住所である場合は一つの施術所としてみなしますので、重複申請はできません。施術所の所在地と出張施術業務者の届出住所が異なる場合は、別の施術所としてみなしますので、要件等を満たしていればそれぞれの施術所で申請ができます。

Q16 ひとつの法人が複数の支給対象事業所・施設を運営している場合は、事業所・施設単位、それとも法人単位で申請となりますか。

法人が運営する高知県内に所在する施設分をとりまとめて1回で申請してください。

Q17 病床数は、令和7年7月1日時点で病院又は有床診療所にある全ての病床が対象になりますか。

休床中の病床及び介護療養病床は対象外になります。

それらを除いた数で申請してください。

Q18 令和7年7月1日時点で全ての病床を休床している場合は、有床診療所で申請できますか。

無床診療所で申請してください。

Q19 高知市に病院と訪問看護ステーションがあるが、まとめて申請できますか。

病院は申請できますが、訪問看護ステーションは対象外になります。

訪問看護ステーションについては、高知市が実施する物価高騰対策事業をご活用ください。

3. 申請方法について

Q20 申請の受付期間はいつまでですか。またいつごろ支給されますか。

申請の受付期間は、令和7年8月4日（月）～令和7年8月29日（金）です。

給付金の支給は、令和7年10月中に完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q21 申請書類の提出方法はどうすればいいですか。

申請は郵送に限ります。

【提出先】〒843-0022

佐賀県武雄市武雄町武雄4992 ゆめタウン武雄2階
エスプールグローカル武雄センター内

高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金事務局

（申請期限：令和7年8月29日（金）必着）

【問い合わせ先】

電話番号：0120-04-6321 <ナビダイヤル>

受付時間：午前9時～午後5時（平日 12:00～13:00、土日祝日を除く）

メールアドレス：k-iryou@spool.co.jp

なお、申請書類到着状況を申請者側で確認できるよう、郵送される際には、書留、簡易書留、レターパック等追跡ができる方法での郵送を推奨しています。

普通郵便など追跡できない方法で送られても問題はありませんが、受理確認を目的とした問い合わせには対応できません。

Q22 申請書類には何が必要ですか。

以下の5種類の書類をご準備ください。

- ①給付金給付申請書（様式1）
- ②事業所・施設別申請額一覧（様式2）
- ③誓約書（様式3）
- ④県税の滞納がない旨を証明する納税証明書
- ⑤給付金を振り込む口座の通帳のコピー

Q23 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。

県税事務所で発行しています。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

全税目について滞納がないことが証明された納税証明書の提出をお願いします。

Q24 納税証明書は非課税なので提出しなくていいですか。

非課税の方でも県税の納税証明書を取得できます。

また「県税の納税義務がないことの申立書」を提出することにより、納税証明書に代えることもできます。申立書の参考様式はホームページに掲載しています。

Q25 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。

申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。また、原本を提出してください。(コピーしたものは不可。)

Q26 視覚障害のため県税事務所へ行くことができないがどうすればいいですか。

希望する方に限り「県税完納情報の提供に係る同意書」と「本人確認書類の写し」を、申請書類に添付していただくことで、納税証明書に代わるのとし、完納状況の確認は県が行います。

Q27 視覚障害のため、申請書に記入ができません。代筆でもいいですか。

代筆で構いません。

ただし、代筆の申立書と代筆者の本人確認書類の写し、申請者の障害者手帳の写しを添付してください。申立書の参考様式はホームページに掲載しています。

Q28 本人確認書類とは何ですか。

マイナンバーカード、健康保険証、障害者手帳、パスポート、年金手帳などがあります。

Q29 提出した書類等は返却してもらえますか。

申請等要項（別表3）に記載のとおり、提出した書類等の返却はできません。

Q30 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。

県ホームページに掲載しています。書き損じた場合など、新しい申請書類が必要な場合は、ホームページよりダウンロードしてください。

ホーム > 組織から探す > 健康政策部 > 医療政策課 > 高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金について

URL : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2025043000044.html>

ネット環境が無い場合は、高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金事務局へ連絡して、再送付を依頼してください。

Q31 申請書類をホームページからダウンロードして、パソコンで打ち込みしてもいいですか。

様式1、2については打ち込みしても構いませんが、様式3の誓約書の氏名、または代表者名は必ず自署してください。

Q32 申請書の書き方がわかりません。

申請書と同封の記入例を参照してください。また県のホームページにも掲載しています。それでもご不明な場合は、事務局まで問い合わせてください。

【問い合わせ先】

電話番号：0120-04-6321

受付時間：午前9時～午後5時（平日 12:00～13:00、土日祝日を除く）

メールアドレス：k-iryous@spool.co.jp

4. その他

Q33 申請書類の到着確認や審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請書に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡します。

Q34 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはあるか。

申請書に不備があった場合等には、修正をお願いするために「高知県物価高騰緊急対策給付金事務局」から連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。特殊詐欺にはご注意ください。

電話番号：0120-04-6321

メールアドレス：k-iryous@spool.co.jp